滋賀県社会福祉審議会委員募集

滋賀県では、県の社会福祉に関する事項について調査審議などを行う、滋賀県社会福祉審議会の委員を次のとおり募集します。

■応募資格

　　県内に居住または勤務し、年齢が18歳以上の方（令和５年７月１日現在）で、社会福祉に関心のある方。（ただし、県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方を除く。）

■募集人員　　２名以内

■任　　期 令和５年７月11日から令和８年７月10日まで（３年間）

■職　　務

・滋賀県社会福祉審議会に出席し、知事の諮問に応じて、社会福祉に関する事項について、県民の視点から幅広く意見を述べていただきます。

　 ※滋賀県社会福祉審議会は、この公募で選ばれた委員と県議会議員、社会福祉事業従事者、学識経験者の委員（合計30名以内）で構成されます。

※審議会は年２回程度、平日に開催する予定で、会議に出席いただいた場合は、県規程に基づく報酬および交通費をお支払いします。

■応募方法（郵送・ＦＡＸ・電子メールのいずれか）

　　次の書類に必要事項を記入の上、応募してください。

　　(1)滋賀県社会福祉審議会公募委員応募書（本紙裏面）

　　　 住所、氏名、性別、年齢、電話番号（自宅および携帯）、国・県・市町の審議会委員、モニター等の経験、社会福祉関係等の現在までの経験・活動状況

　　(2)次のテーマに関する800字程度にまとめた意見書

「地域共生社会の実現に向けた社会福祉施策に関する考え」

（様式は特に定めていませんので、原稿用紙や便せんなどを利用してください。電子メールによる応募の場合は、ワード（拡張子.docx以外のファイルはメール受信できません）またはテキスト形式で送付してください。なお、提出いただいた応募書と意見書は返却しません。）

■応募期限　　令和５年５月19日（金）〈必着〉

■応募・問合せ先

　滋賀県 健康医療福祉部 健康福祉政策課 企画調整係

〒520－8577 滋賀県大津市京町四丁目１－１

電　話：077－528－3519（午前８：３０～午後５：１５、土日祝を除く）

　 ＦＡＸ：077－528－4850　　　メールアドレス： [ea0001@pref.shiga.lg.jp](mailto:ea0001@pref.shiga.lg.jp)

　　　※滋賀県ホームページより応募書様式のダウンロードが可能です。

（<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/331213.html>）



滋賀県社会福祉審議会公募委員応募書

滋賀県社会福祉審議会公募委員に次のとおり応募します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふりがな  氏　　名 |  | 性別 |  | 年　　齢 | | 歳(R5.7.１現在) |
| 住　　所 | 〒 － | | | 電  話 | 自　宅 － －  携　帯 － － | |
| 応募資格 | ２の場合、勤務先の所在地  　１ 県内に居住 ２ 県内に勤務 | | | | | |

　以下の項目については、差し支えない範囲で記入してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 国・県・市町の審議会委員、モニター等の  経験 | 名　　　　　　　称 | 期　　　　　　　間 |
|  |  |
| 社会福祉関係等の現在までの経験・活動状況 | 内　　　　　　　容 | 年月または期間 |
|  |  |

１ 記入上の留意事項

(1) 審議会には、協議会、懇話会などの名称のものを含みます。

(2) 「社会福祉関係等の現在までの経験・活動状況」欄には、社会福祉に関する経歴・経験などを記入してください。そのほか、例えば、地域づくり、教育・学習、人権・男女共同参画等の活動歴などもあれば記入してください。

２　意見書の添付

　　本応募書とともに、「地域共生社会の実現に向けた社会福祉施策に関する考え」をテーマとした800字程度にまとめた意見書（様式自由）を添付してください。